

政 第 1 8 号 平成22年6月2日

宮城県行政評価委員会 委員長 星宮 望 殿

宮城県知事 村井嘉



平成22年度公共事業再評価について(諮問)

このことについて、行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)第8条第1項の規定により貴会の意見を聴きたいので、下記の資料を付けて諮問します。

記

平成22年度公共事業再評価調書 一式

# 平成22年度公共事業再評価調書の 要 旨

平成 2 2 年 6 月 宮 城 県

## 目 次

																					ペ	ージ
1		趣		•	•	•	•	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2		公共事	業再評価について	•	•	•		•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(	1	)公共	事業再評価の目的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(	2	)公共	事業再評価の対象	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
(	3	)公共	事業再評価の基準及び評価の実施機関	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
(	4	)公共	<b>事業再評価の流れ</b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2
3		対象事	業一覧表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4		公共事	業再評価調書の概要	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	•	4

### 平成22年度公共事業再評価調書の要旨

#### 1 趣旨

県では、平成14年度から行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。)に基づいて公共事業再評価を実施しています。この書面は、条例第5条第2項に基づき、県が現在実施している公共事業の中で、計画又は事業着手後、一定の期間を経過した事業を対象に作成した公共事業再評価調書(県の自己評価原案)の内容について、県民の皆さまにわかりやすく説明するために作成したものです。

#### 2 公共事業再評価について

#### (1)公共事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため、計画又は事業着手後、一定の期間を経過した事業について、事業継続の妥当性について再検討を行うものです。

#### (2)公共事業再評価の対象

県が事業主体である公共事業のうち、次のいずれかに該当するものについて、評価の対象としています (災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除きます。)。

- ① 事業着手後5年間を経過した時点で未着工の見込みの事業
- ② 事業着手後10年間を経過した時点で継続中の見込みの事業
- ③ 再評価実施後5年間を経過した時点で未着工又は継続中の見込みの事業
- ④ 事業採択後,準備・計画段階で5年間が経過する見込みの事業 (地域高規格道路事業,ダム事業に限る。)
- ⑤ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業

#### (3) 公共事業再評価の基準及び評価の実施機関

県の各事業担当課において,下記基準に基づいて評価を行います。その際には、評価の客観性を確保する ため、有識者で構成する宮城県行政評価委員会の意見を聴き、評価に反映します。また、広く県民からも 意見を聴き、評価に反映する仕組みとなっています。

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を巡る社会経済情勢等の変化への対応
- ③ 代替案と比較検討した場合の妥当性
- ④ コスト縮減の検討内容の適切性
- ⑤ 費用対効果の適切性

#### (4)公共事業再評価の流れ

公共事業再評価調書(県の評価原案)の作成 【フロー図1,2】

県は、公共事業再評価調書を作成して、自ら評価します。

#### 宮城県行政評価委員会などからの意見聴取 【フロー図3~7】

上記①の県による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、自ら評価した内容について、県民意見聴取を行うほか、宮城県行政評価委員会の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させることとしています。

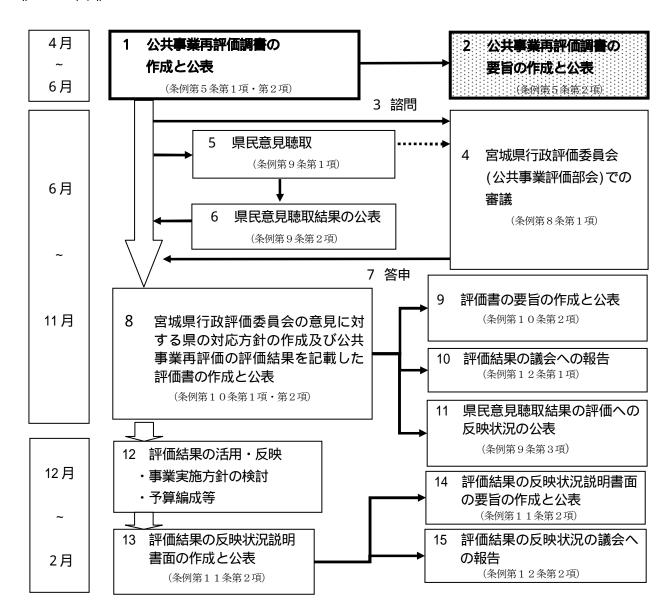
#### 県の対応方針と評価書の作成 【フロー図8~11】

その後、上記委員会の意見に対する県の対応方針と、それを踏まえた最終的な評価結果を記載した「評価書」を作成して公表するとともに、県議会に報告することとしています。

#### 反映状況を説明する書面の作成 【フロー図12~15】

評価結果を踏まえ、翌年度以降の事業実施方針の検討並びに翌年度の予算編成等を決定する際の情報 として活用し、適切に反映させることとしています。反映状況を説明する書面は公表し、県議会に報告 することとしています。

#### 《フロー図》



### 3 対象事業一覧表

				事業	完成		再評				
番号	事業種別	事 業 名	事業実施箇所	採択	予定	5年	10年	再々評価	5年	その他	備考
				年度	年度	未着工	未完了		未着手	! ! ! !	
1	道 路	国道113号	丸森町	Н8	H23			0		 	土木部
		舘矢間道路改良事業								! ! !	道路課
2	道路	一般県道小牛田松島線	松島町	H13	H25		0			!	土木部
		初原道路改良事業								! ! !	道路課
3	河 川	南沢川総合流域防災事業	登米市	H13	H40		0			! ! !	土木部
										! !	河川課
4	河 川	小田川総合流域防災事業	角田市	S50	H50			0		; ! !	土木部
										! ! !	河川課
5	海岸	仙台塩釜港海岸高潮対策事業	塩竈市	Н8	H26			0		! ! !	土木部
										i i i	港湾課
6	下水道	北上川下流流域下水道事業	石巻市, 東松島市	НЗ	H35			0		! ! ! !	土木部
										! ! !	下水道課
7	農業農村	かんがい排水事業	山元町, 亘理町	Н8	H24			0		! ! !	農林水産部
	整備	(牛橋地区)								! !	農村整備課
8	農業農村	経営体育成基盤整備事業	岩沼市, 名取市	H13	H24		0			! !	農林水産部
	整備	(小川地区)								! ! !	農村整備課
9	農業農村	経営体育成基盤整備事業	美里町, 大崎市	H13	H27		0			! ! !	農林水産部
	整備	(清水川北浦地区)								; ! !	農村整備課
10	農業農村	経営体育成基盤整備事業	美里町, 石巻市,	H13	H25		0			! ! ! !	農林水産部
	整備	(蛇沼向地区)	東松島市							! ! !	農村整備課
11	農業農村	経営体育成基盤整備事業	栗原市	H13	H23		0			i i !	農林水産部
	整備	(芋埣地区)								! ! !	農村整備課
12	農業農村	ため池等整備事業	栗原市	H13	H25		0			! ! !	農林水産部
	整備	(上沼3期地区)								! ! !	農村整備課
計	12事業	   道路2, 河川2, 海岸1, 下水道1					7	5		! !	土木部 6
н		農業農村整備6	,				,	Ü		! !	農林水産部 6
										! ! !	灰竹小庄即 0

#### ○再評価対象区分 (行政活動の評価に関する条例施行規則第22条)

- ・未 着 工:事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手続又は工事のいずれも行われないことが見込まれるもの
- ・未 完 了:事業着手をした年度から起算して10年度以内に事業の完了が見込まれないもの
- ・再々評価:公共事業再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度(下水道事業については10年度)以内に、用地買収の手続若しくは工事のいずれも行われないことが見込まれるもの又は事業の完了が見込まれないもの
- ・未 着 手:事業の準備又は計画に係る調査費が予算に計上された年度から起算して5年度以内に事業着手をしないことが見込まれるもの
- ・その他:社会経済情勢の急激な変化,住民の要望の変化等事業の円滑な推進に課題を抱えており、特に今後の展開について 判断が必要とされるもの

## 4 公共事業再評価調書の概要 (1/2)

	事業		事業 事業 完成 全体 進捗率 編						
番号	種別	事 業 名	主体	採択	予定	事業費		事業目的•事業概要	総合評価 対応方針(案)
				年度	年度	(億円)	(%)		
1	道路	国道113号 舘矢間道路改良事業	県	Н8	H23	97.1	92.8	バイパスを整備することにより,通過 交通を市街地から分離して生活環境 を改善するとともに,慢性的な交通混	事業継続
		※再々評価						雑を解消して幹線道路としての機能を	
								強化するもの。	
								延長2,835m 車道幅員6.5m(全体幅員15.0m)	
2	道路	一般県道	県	H13	H25	18.0	66.1		事業継続
	, i	小牛田松島線	,,,					光地である特別名勝「松島」を通る国	7 /14/12/1/2
		初原道路改良事業						道45号の交通渋滞を緩和するととも	
								に、松島地区と大崎圏域の広域的連	
								携強化と交流促進を図るもの。 延長1,640m	
								並長1,640m 車道幅員6.0m(全体幅員8.0m)	
3	河川	南沢川	県	H13	H40	44.0	62.0		事業継続
		総合流域防災事業						を行うもの。	
								改修延長3,100m	t olla ast a t
4	河川		県	S50	H50	44.6	29.4	1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1	事業継続
		総合流域防災事業 ※再々評価						を行うもの。 改修延長3,750m	
5	海岸	仙台塩釜港	県	Н8	H26	23.0	59.6		事業継続
		海岸高潮対策事業						するため、胸壁などの整備を行うもの。	
		※再々評価						浸水想定面積94ha	
G	エル	北上川下汝汝禄	県	110	1105	490.4	75.2	事業延長2,305m 関連市を対象に下水道の整備を行	事業継続
6	下水 道	北上川下流流域 下水道事業	乐	Н3	H35	480.4	15.2		争耒継統
	Ų	※再々評価						保するとともに、都市の発展及び公共	
								用水域の水質保全に寄与するもの。	
								計画区域面積3,513ha	
								計画処理人口113,800人 流域幹線延長27,560m	
								ポンプ場3箇所	
7	農業	かんがい排水事業	県	Н8	H24	31.5	65.7	基幹的な農業水利施設の整備によ	事業継続
	農村	(牛橋地区)						り, 湛水被害の解消を図り, 農業生産	
	整備	※再々評価						基盤の保全に資するとともに、生活環	
								境の向上を図るもの。 受益面積455.3ha	
								場水機場1箇所 排水路2,100m	
8	農業	経営体育成	県	H13	H24	15.7	81.5	ほ場の大区画化等の整備を行い効	事業継続
	農村	基盤整備事業						率的なほ場条件とし、維持管理の節減	
	整備	(小川地区)						等の合理化を図り, 地域農業体系を確立するもの。	
								立りるもの。   受益面積161.1ha	
								区画整理161.1ha	
								暗渠排水156.6ha	
9	農業	経営体育成	県	H13	H27	48.2	65.1	ほ場の大区画化等の整備を行い効	事業継続
	農村	基盤整備事業 (清水川北浦地区)						率的なほ場条件とし,維持管理の節減 等の合理化を図り,地域農業体系を確	
	整備	(月小川北佣地区)						等の合理化を図り、地域展業体系を確立するもの。	
								受益面積501.4ha	
								区画整理501.4ha	
	ш лг	47 N/ 11 - 1	, <del>D</del>	****	***			暗渠排水493.0ha	
10	農業	経営体育成	県	H13	H25	39.7	66.8		事業継続
	農村 整備	基盤整備事業 (蛇沼向地区)						率的なほ場条件とし,維持管理の節減 等の合理化を図り,地域農業体系を確	
	ᄺ	(ACTE 6450E2)						立するもの。	
								受益面積286.6ha	
								区画整理286.6ha	
								暗渠排水286.6ha 客土222.4ha	

### 4 公共事業再評価調書の概要 (2/2)

	事業		事業	事業	完成	全体	進捗率		総合評価
亚口		事業名			予定		<b>连抄</b> 平	<b>事業日的 事業拠</b> 更	
番号	種別	事 業 名	主体	採択		事業費		事業目的•事業概要	対応方針(案)
				年度	年度	(億円)	(%)		
11	農業	経営体育成	県	H13	H23	5.6	94.6	ほ場の大区画化等の整備を行い効	事業継続
	農村	基盤整備事業						率的なほ場条件とし、維持管理の節減	
	整備	(芋埣地区)						等の合理化を図り,地域農業体系を確	
								立するもの。	
								受益面積42.6ha	
								区画整理42.6ha	
								暗渠排水40.2ha	
12	農業	ため池等整備事業	県	H13	H25	3.4	35.3	水路の改修を行い自然災害の発生	事業継続
	農村	(上沼3期地区)						を未然に防止し,農業生産性の維持	
	整備							及び農業経営の安定を図るもの。	
								受益面積283.1ha	
								水路工1,330m	